

令和7年5月15日

保護者様

大阪市立茨田北小学校  
校長 東 義孝

## 5月分学校徴収金の納入について（ご案内）

平素は、本校教育活動の推進にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、5月分学校徴収金を下記の要領にて徴収いたしますので、お納めくださいますようお願いいたします。

記

### 1. 納入金額（PTA会費2口の場合）

|       | 1年生    | 2年生    | 3年生    | 4年生    | 5年生    | 6年生    |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 児童費   | 4,000円 | 4,000円 | 5,000円 | 5,000円 | 6,000円 | 7,000円 |
| PTA会費 | 2,400円 | 2,400円 | 2,400円 | 2,400円 | 2,400円 | 2,400円 |
| 合計    | 6,400円 | 6,400円 | 7,400円 | 7,400円 | 8,400円 | 9,400円 |

\*口座振替の方は、上記金額に、66円の口座振替手数料を加えた金額が引き落としされます。

\*4月転入生は、個別にお知らせのとおり積立金を加算して徴収します。（5年生は15,000円、6年生は23,000円を加算）

### 2. 日程・納入方法

●口座振替の方

5月26日（月）に関西みらい銀行口座より引き落としを行います。前日までに口座へご入金ください。

●現金納入の方

5月26日（月）までに納付書に現金を添えて本校事務室に納めてください。

※お子様が持つてこられる場合は、登校後すぐに担任または事務室へ持っていくようご指導ください。

### 3. 就学援助申請者の学校徴収金（児童費）の徴収猶予措置について

就学援助を申請されましたご家庭（申請書類が不備なく揃っているご家庭）の学校徴収金（児童費のみ）の徴収を審査結果が出るまで、次のとおり猶予いたします。（生活保護世帯は猶予の対象外です）

① 5月12日（月）までに申請されたご家庭⇒5月分以降の児童費を猶予

② 6月11日（水）までに申請されたご家庭⇒6月分以降の児童費を猶予

※徴収猶予は、児童費のみが対象です。積立金・PTA会費は納入をお願いします。

※就学援助が認定された場合は、援助費を直接充当するため納入の必要はありませんが、「否認定」の場合は、猶予分全額を9月に保護者様に納入いただきますのでご了承ください。

### 4. その他

振替時に預金残高不足で振替ができなかった場合は、お子様を通じて納入通知書をお渡しします。保護者の方は、通知書をご持参のうえ学校にお越しいただき、現金納入をお願いします。